

令和2年度第6回

南国市農業委員会議事録

令和2年9月8日(火)

令和2年度第6回農業委員会議事録

日 時 令和2年9月8日（火） 午後1時30分～午後2時50分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第4条の規定による許可申請の件

（3）農地法第5条の規定による許可申請の件

（4）南国市農用地利用集積計画の件

（5）相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件

議題外 （1）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（2）使用貸借の合意解約通知の件

（3）非農地証明願いの件

出席者（農業委員 19名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
2番 池 正人	3番 田岡 崇	4番 山本 桂	5番 今井 まち
6番 北村 一弘	7番 西井 一成	10番 武市 忠雄	11番 末政 隆一
12番 平田 修三	13番 濱田 好典	14番 鈴木 郁馬	15番 濱田 章孝
16番 垣内 育男	17番 松岡 清	18番 森尾 晴代	19番 植野 永子

欠席者（農業委員 0名）

出席者（農地利用最適化推進委員 5名）

2番 岩原 英幸	13番 武内 俊曉	15番 岡田 廣志	16番 橋詰 昌明
17番 井上 丈夫			

欠席者（農地利用最適化推進委員 12名）

<u>1番 西本 良平</u>	<u>3番 門田 俊一</u>	<u>4番 篠 和幸</u>	<u>5番 金田 善充</u>
<u>6番 門田 理博</u>	<u>7番 利岡 邦彦</u>	<u>8番 西岡 祐三</u>	<u>9番 山本 修平</u>
<u>10番 北原 章吾</u>	<u>11番 山北 泰司</u>	<u>12番 杉本 和繁</u>	<u>14番 浜田 勉</u>

※下線の委員は、新型コロナウイルス感染防止対策のため非招集。

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主査 五十嵐 裕一	

議事録署名委員

6番 北村 一弘	7番 西井 一成
----------	----------

会長	<p>それでは第6回定例総会をはじめます。本日の欠席届ですが、2番の池委員が少し遅れると連絡を受けております。それと、本日の議事録署名人ですが、6番の北村委員と7番の西井委員にお願いします。今月の現地確認ですが、9月23日、水曜日13時から行います。農業委員は3番の田岡委員と4番の山本委員、8番の西岡推進委員には連絡済みです。本日の議案ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第4条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件、つぎに相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件になっております。ご審議をお願いいたします。さきほども局長から話がありましたが、そのあと非農地証明の事務取扱要領の改正に係る協議と農地パトロールの日程調整を行いますので、よろしくお願ひをいたします。それでは議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和2年9月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数3件、申請受理面積、田192m²、畑333.88m²、計525.88m²。事務局説明をお願いいたします。</p>
藤田次長	<p>議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。受付番号27号です。譲受人は65歳。申請地は浜改田、田、168m²。売買による所有権移転で、自作地の隣で耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除き全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は45年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000m²を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は露地野菜を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。27号については以上です。</p>
	<p>受付番号28号です。譲受人は78歳。申請地は大塙の田、24m²。売買による所有権移転で、所有地の隣で耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、非農地化した土地を除き全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は20年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は野菜を作ることなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。28号については以上です。</p>
	<p>受付番号29号。譲受人は61歳。申請地は前浜の田、333.88m²。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地についてはすべて耕作されています。譲受人はトラクターを保有していますが、それ以外は借りているとのことです。農作業歴は20年で、農作業には本人と父と母が従事しています。譲受人の経営面積は5,000m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、野菜を作るという</p>

	ことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上27号から29号まで、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。審議よろしくお願ひいたします。
会長	事務局より説明がございましたが、この件についてご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。つぎに議案第2号、農地法第4条許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和2年9月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数2件。申請受理面積、田2.48m ² 、畠0、計2.48m ² 。事務局説明をお願いいたします。
五十嵐主査	議案第2号を説明します。議案書は4ページ、別紙位置図は1ページをお願いします。まず議案書と位置図に誤りがありましたので、訂正願いたいのですが、受付番号5号を明見、6号を大塙と記載していますが、正しくは明見のほうが6号、大塙が7号の申請になりますので訂正をお願いします。それでは説明にうつります。本件は営農型太陽光発電設備の更新申請です。今年3月の定例総会で委員会が不許可相当と意見を決定、その後高知県が十分な営農指導と管理を徹底するということで半年間の条件付き許可となったものです。案件や施設の詳細は変更ないため、この場での説明は省略させていただきます。許可後の状況につきましては、まず一月を上旬、中旬、下旬の3回に分け、その期間ごとに作業報告書が高知県に提出されています。その報告書の中では、営農指導を受けた作業の実施が確認されており、その都度高知県の現地調査が入っております。許可となりました4月から現在までのサカキの状態は生育良好と評価され、今年12月の初収穫では目標収量の達成が見込まれることです。なお、本申請の更新期間は3年間で申請がされています。説明は以上となりますので、ご審議をお願いします。
会長	事務局より説明がありましたが、この件についてご意見等はございませんか。
平田委員	この施設は一度見せてもらったので、その状態はよく覚えているんですが、最近の良好というのは、サカキは順調に太りいうということやろうか。
会長	僕が再々見ますが、あれからいったら成長して収穫はできやせんろうかという感じはします。息子さんが、この間も台風が来るというので黒色の遮光ネットを捲って管理はしておりますがね。なかなか太っちゅう。
平田委員	前は1年でしたわね。

会長	事務局説明して。
五十嵐主査	毎回3年間で申請はされていますけど、前回は半年の許可。その手前が1年間の許可でした。
平田委員	今回もまた3年にしちゅうやろ。
五十嵐主査	3年、最長期間で申請されています。
平田委員	良けりや3年でいいろうけど。県もかなり指導に入りゆう。
五十嵐主査	県のほうは指導にかなり入っていまして、一ほ場について150ポットあるんですけど、1ポット1ポット全部表をつけて、虫がついちゅうかどうかとか、葉が枯れてないかどうかとか、全部そういうのをチェックされていますので。あわせて月1回の現地調査の時には森林技術センターの担当者を呼んで状態を確認していると聞いています。
平田委員	この事業に関してよね、こういう形で他にもやるようなところが起こりやせんかね。大丈夫かね。県がぎっちり指導するなんで、おかしな話。
会長	どうやろうね。
五十嵐主査	平田さん、すみません。もう一回お願ひしていいですか。
平田委員	こういう形で県がここを指導しゆうわけよね。他にもそれを目的にやった場合、県が同じように指導して、やってほしいというような事が起こるんじゃないろかね。将来的に。
五十嵐主査	指導の内容にもよるとは思うんですけど、実際そういう十分でない時っていうのは県としては指導せんといかん立場にあります。ただ、このポット栽培がどうかとかそういうところはちょっとあれですけど。県としては指導していかんといかん。
平田委員	県がやらないかんということやね。
五十嵐主査	その都度、そういう虫害であったりとか営農状況が良くないと判断されたら、そこは指導する形になっています。
会長	今までが、県がそんなに指導せずにやりよったき、やっぱりうちの委員会としては不許可というのを出したけど。今県もうんと反省しちゅうと思う。他にございませんか。
岡田推進委員	2.24m ² というたら本当に小さい面積ですけど、本当にこの数字なが。
五十嵐主査	面積は合っていまして、どういう計算かというと農地に支柱を立てているんですが、その支柱の部分だけ転用という扱いになるんですよ。支柱が1ほ場で大体70本くらいあるので、それを合計したらこれくらいです。
岡田推進委員	そういうことか。
五十嵐主査	そういう扱いです。
会長	はい、他にございませんか。

(質問・意見なし)

会長	ないようですので、3年間ということでようございますか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい、ほんなら3年間の許可ということで。つづきまして案第3号、農地法第5条権利移動許可申請の審議について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和2年9月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数2件。申請受理面積、田1,514.06m ² 、畠0、計1,514.06m ² 。事務局説明をお願いいたします。
五十嵐主査	議案第3号を説明します。議案書は6ページ、別紙位置図は2ページです。まず、この受付番号19号ですが、これは5月の総会で同じ場所、同じ目的で審議し、許可相当の意見を決定しておりますが申請面積が一部変更となりましたので、再申請となったものです。別紙位置図の2ページで申請地をマークしておりますが、一部北側のスペースを使わないということで面積が変更となっております。変更点は面積のみでして、土地利用計画は別紙3ページのとおりとなりますのでご確認ください。図のとおり駐車区画を設置するものです。つぎに、排水計画も変更はございませんが、別紙の4ページに載せております。事業による排水ではなく、雨水を原則自然浸透させますが、オーバーフロー分を西側の農事組合法人所有の水路に放流するため排水同意を得ており、隣地同意も取得されています。他法令に関しましては、特に手続きがないことを担当課で確認済みです。本件は以上となります。

つづきまして受付番号20号、別紙は5ページです。申請地は岡豊町小蓮の田2筆、合計で526m²。売買による所有権移転で車両置き場への転用です。譲受人は申請地の西側で自動車整備を行っています。業務量の増加による取り扱い車両が増え、既存の敷地では手狭になったことから転用するものです。農地区分はいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地に区分されることから立地基準を満たします。それでは土地利用計画は別紙の6ページ。もしくは前方のモニターに映しておりますのでご確認ください。敷地内は現況高で利用します。そして進入に関しましては、南側の県道からこここの進入路を。幅4mを通って利用するものです。進入路に関しまして、この右側にあります細長い切れは、第三者の土地になっていますので、通行承諾は得ています。利用方法に関しましてはこちらに車両を置くスペースを構えるということです。主には廃車を置くというふうに聞いています。そして西側、これは現在の既存事業地ですが、都市計画法の規制を受けることから、既存事業地と転用申請地の境、この部分は行き来ができないようにメッシュフェンスを張る計画になっています。つづきまして排水計画ですが、別紙の7ページです。雨水は原則自然浸透をさせる計画になっていますが、こちらの擁壁には水抜き穴が設置されています。

て、擁壁内部に浸透した雨水およびオーバーフローする分は、こちら北側にあります自己所有地、今回の申請地内に設置します水路に流れます。そこからこういったルートで放流していく形になります。こちらの水路に関しましては、現在の申請者の敷地と北側の農地の所有者との相互提供によって設置された水路になっておりますので、所有者からの承諾を得ていることを確認しています。その後、この水路を流れる雨水は、この地点から南側、南国市が管理する青線水路になりますので、こちらに接続して最終的には県道側溝に排水するという計画で、管理者のほうに確認を取っております。これに関しては特に手続きがないということで確認しています。最後に周辺農地への影響につきましては、隣接農地の所有者からすべて同意を取得しています。開発におきましても、さきほど説明したように事業地を独立で、分断する形であれば開発許可が不要であると判断が出ております。以上となります。ご審議よろしくお願いします。

会長 事務局より説明がございましたが、この件につきましてご質問、ご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

会長 ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第4号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和2年9月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。事務局説明をお願いします。説明の前に受付番号107号と108号、議事参与の制限により垣内委員の退室をお願いしたいと思います。先に審議をしますので。

(16番 垣内委員 退室)

会長 はい、事務局。

藤田次長 議案第4号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案書11ページの107号と108号をまとめて説明いたします。借人は、昨年度までは農地所有適格法人でしたが、本年度の定期報告により役員要件が満たさなくなっていました。そのため、今回より一般法人として農地を適正に利用していない場合は契約を解除する旨の条件を付して、権利を設定することになります。申請地は左右山、下野田、上野田の田で5年の賃借権を更新して水稻等を作るというものです。賃料は、107号は10aあたり10,000円を、108号は10aあたり15,000円をそれぞれ口座振込するというものであります。従事日数など、基盤法の各要件を満たしております。審議よろしくお願いいたします

	す。
会長	事務局より説明がございましたが、この件についてご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、そのように取り扱いをいたします。 (16番 埼内委員 入室)
会長	もう一件、先に審議をしていただきたいと思います。112号、高芝副会長退室をお願いします。 (高芝副会長 退室)
会長	はい。
藤田次長	13ページの112号です。借人は69歳。申請地は植田の田で、4年10か月の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしくお願ひいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件について質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。 (高芝副会長 入室)
会長	そしたら事務局、との残りを説明お願いします。
藤田次長	8ページの受付番号97号です。ここからは農地中間管理事業になりますので、前のスクリーンもあわせてご覧ください。申請地は東崎の田で、15年の賃借権を設定するものです。賃料は、10aあたり100,000円を口座振込するというものです。 98号です。申請地は東崎の田で、15年の賃借権を設定するものです。賃料は、10aあたり100,000円を口座振込するというものです。以上が農地中間管理事業です。 つぎに9ページの99号です。借人は農地所有適格法人です。申請地は十市の畑で、9年1か月の賃借権を設定して花きを作るというものです。賃料は60,000円を現金で支払うものです。 100号です。借人は68歳。申請地は浜改田の畑で、15年の賃借権を設定して野菜を作るというものです。賃料は2筆で30,000円を現金で払うというものです。 101号です。借人は70歳。申請地は浜改田の畑で、15年の賃借権を設定して小ナスを作るというものです。賃料は4筆で40,000円を口座振込するものです。 102号です。借人は86歳。申請地は大堀と片山の田畑で、10年の賃借権を設定し

て大葉と野菜を作るというものです。賃料は、4筆で120,000円を現金で支払うというものです。

つぎに103号と104号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は68歳。申請地は浜改田の畑で、10年の賃借権を設定してキュウリと生姜を作るというものです。賃料は、10aあたり80,000円を現金で支払うというものです。

次に105号と106号も借人が同じため、まとめて説明します。借人は43歳。申請地は前浜の田で、10年の賃借権を設定して野菜を作るというものです。賃料は、105号が10aあたり米60kgを物納し、106号は10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払うというものです。

つぎに109号と110号も借人が同じため、まとめて説明します。借人は72歳。申請地は稻生の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。

次が111号です。借人は72歳。申請地は岡豊町吉田の田で、10年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。

つぎに113号と114号も借人が同じためまとめて説明します。借人は農地所有適格法人です。申請地は十市の畑で、9年1か月の使用貸借権を設定して花きを作るというものです。

115号です。借人は一般法人のため、農地を適正に利用していない場合は契約を解除することを条件に権利を設定するものです。また、法人は経営面積がありませんので、耕作計画書の提出があります。申請地は十市の田で、7か月の使用貸借権を設定してプロッコリーを作るというものです。耕作計画書によると、プロッコリーの新たな産地化と高知県に合う品種検討の目的で今回栽培を試み、農家の方への参考圃場、栽培事例として活用し、できた作物は販売するため、今回利用権設定を法人で行うということです。継続して栽培していくかはまだ決まっていないため、一作のみ栽培とのことで、期間設定がされています。なお、法的にはこの設定期間でも問題はありません。

次に116号から120号までは借人が同じため、まとめて説明します。借人は69歳。申請地は十市の畑で、3年の使用貸借権を設定してシットウを作るというものです。

121号です。借人は40歳。申請地は田村と物部の田で、5年の使用貸借権を更新して野菜、ニラを作るというものです。以上、97号から121号まで従事日数など、基盤法の各要件を満たしております。審議よろしくお願ひいたします。

会長 はい、事務局より説明がございました。この件について質問、ご意見ございませんか。
(質問・意見なし)

会長 ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。

	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。つぎに議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者証明願を受理しましたので審議願います。令和2年9月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数1件。申請受理面積、田 5,798.23 m ² 、畑 755 m ² 、計 6,553.23 m ² 。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて説明します。議案書18ページをご覧ください。農地を相続した相続人が、農業を継続する場合は、租税特別措置法により農地の相続税猶予の特例を受けることができます。適用を受けるには、税務署に申告する必要があり、この申告書に農業委員会が発行する証明書を添付することになっています。本案件は母の死亡により、子が農地を相続するにあたり、適格要件に該当する旨の証明書の発行について承認を求めるものです。適用を受けようとする農地は物部、田畠、計 6,553.23 m ² で、自作地と貸付地があります。適格者の要件として、自作地については、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者となっており、また貸付地については農地中間管理事業や利用権設定などにより貸付けをおこなった者となっております。相続人の自宅周辺の農地については、被相続人である母が以前より野菜・果樹を作っていましたが、被相続人が高齢になったことにより平成26年頃より相続人が引き続き耕作を行っているということです。貸付地については、以前より農作業受託契約を行っていましたが、この度納税猶予の特例をうけるため、先月、利用権設定に変更しています。また、現地を確認したところ、それぞれ野菜、果樹、牧草が作られていました。自作地、貸付地共に要件を満たす土地となっています。以上、被相続人及び相続人を租税特別措置法第70条の6第1項の規程の適用を受ける適格者として承認してよろしいか審議をお願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件について質問、ご意見ございませんか。
武市委員	相続する段階で利用集積をかけて通るわけ。
藤田次長	はい。農作業受託契約ということでは、対象の農地にはなってないので租税特別措置法の貸付地ということには、中間管理事業に貸すか、利用権を設定する。
武市委員	ヤミでやりよっても死んだ段階で利用集積をかけたらかまんということ。
藤田次長	申告期限までにその状態にしないといけない。
会長	貸すこととはかまん。利用権設定をせんといかんのやろ。
藤田次長	そうです。
武市委員	正式にやれってことよね。
藤田次長	そうです。

会長	他にございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。
会長	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終わりまして、議案外は載せておりますのでお目通しを願いたいと思います。以上で議案は終了いたします。
協議事項	
(1) 非農地証明事務取扱要領の改正に係る協議	
その他事項	
(1) 農地パトロール報告会	
(午後2時50分閉会)	

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

R3 年 2月 8日

会長 北村義雄
 議事録署名委員 北村一弘
 議事録署名委員 西井一茂

